

## 問1 (5)

この問題は、「有害業務の安全衛生管理体制」の知識を問う問題である。衛生管理者の選任に係る規定を一通り確認しておきたい。

## 重要ポイント

衛生管理者の選任数を確認しておく。

- |                   |   |    |
|-------------------|---|----|
| ① 50人以上200人以下     | → | 1人 |
| ② 200人を超え500人以下   | → | 2人 |
| ③ 500人を超え1000人以下  | → | 3人 |
| ④ 1000人を超え2000人以下 | → | 4人 |
| ⑤ 2000人を超え3000人以下 | → | 5人 |
| ⑥ 3000人を超える場合     | → | 6人 |

## 重要ポイント

衛生管理者の専任が必要な条件を確認しておく。

- ① 常時1000人を超える労働者を使用する事業場
- ② 常時500人を超え、かつ一定の有害業務に常時30人以上の労働者を従事させる事業場

法令：安衛則第7条、労基則第18条

関連問題：H27.10.問1 H28.4.問1 H28.10.問1 H29.4.問1

## 過去の公表問題の重要ポイント

(1) 衛生工学衛生管理者の選任が必要な条件（安衛則第7条第1項第6号）  
……H28.4.問1

常時500人を超え、かつ一定の有害業務（労基則第18条第1号、3号から5号、もしくは9号）に常時30人以上の労働者を従事させる事業場

\*多量の低温物体を取り扱う作業は労基則第18条の第2号、また深夜業は労基則第18条には挙げられていない

(2) 外部の労働衛生コンサルタントを衛生管理者として選任する場合の条件  
（安衛則第7条第1項第2号）……H23.10.問1

衛生管理者を2人以上選任する場合、そのうち1人だけは、外部の労働衛生コンサルタントを選任することができる

問2 次の設備又は装置のうち、法令に基づく定期自主検査の実施頻度が1年以内ごとに1回とされていないものはどれか。

- (1) 鉛化合物を製造する工程において鉛等の溶融を行う屋内の作業場所に設置した局所排気装置
- (2) トルエンを用いて洗浄を行う屋内の作業場所に設置したプッシュプル型換気装置
- (3) 塩化水素を取り扱う特定化学設備
- (4) 弗化水素<sup>フッ</sup>を含有する気体を排出する製造設備の排気筒に設置した排ガス処理装置
- (5) セメントを袋詰めする屋内の作業箇所に設置した局所排気装置に設けた除じん装置